調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	01 北海道

#### 1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部 課	(	室 )	名	環境生活部	8くらし安全	≧局道民	生活課女性	支援室		
担	当	職	員	数		9	人	(専任	9	人、兼任	人)

# 2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名							称	北海道男	女平等	参画推:	進本部							
設	置	年	月	日	•	根	拠	昭和	7	年		10	月	3	E	∃ <i>†</i>	根拠:	北海道男女平等参画推進本部設置規程
長		の			役		職		知事									

#### 3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称		北海道	男女平	等参画審議会	È					
設	置	年	月	日	平成	13	年	7	月	1	日			
構		成		員		15	人	(女性	9	人、男性	6	人)		

#### 4 男女共同参画に関する計画

<u> JAKAPHICA</u>	1 / WHI III										
	計画期間	平成	20	年	4	月	~	30	年	3	月
名	称		第2次4	と海道男女	平等参画	基本計	画				
改定·見直	平成	30	年	4	月		1	日		← 未定の場合はOをつけてください。	
女性活躍		※いずれ	か1つに0をつ	oけてください。						<u>.</u>	
女性活動	女性活動推進法の推進計画と別に作成										

# 5 男女共同参画に関する条例

7AKN PEKATOKO										
有の場合	名		称			北海道男	女平等	参画推進	<b></b>	
	公	布	日	平成	13	年	3	月	30	日
	施	行	日	平成	13	年	4	月	1	日
	改	正	日	平成	21	年	3	月	31	日
	改	正内	容		いて、5年 る旨を追加		<b>圣済状</b> 》	兄の変化	等を勘案し、必	必要な措置
	改正が予定され	れてい	る場合、改正予算	定時期:	平成		年		月	
無の場合	制定等	手につい	ハて検討中(あれ	ば、具体的	内(こ)					
※ どちらかにOを つけてください。	特に核	食討して	ていない							

#### 調査時点コードを以下より選択してください

							明且时后	1 - 1 ×	メームり歴	がいしてくだっ		
議	会等委員への女性の登用			1:平	成28年4	月1日	2:平	<sup>2</sup> 成28年5.	月1日	3:その他:	平成 4	年月日
	目標値	平成	29	年度まで	40	%	平成		年度まで	で	%	
	根拠		第2次北	海道男女平	等参画基本	本計画(平	成29年3月).	女性の活	躍·方針決定	它参画促進要	綱(平成	10年3月17日
目標	誤設定の対象である審議会等の範囲				法律	又は条例	により設置	されている	審議会等	附属機関		
口捶	設定の対象である審議会等における登用状況	調査	時点コード	1	審議	会等数(	234	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	183	)
口 作示	設定の対象である番談会寺における豆用仏が		延総委	員等数(	1,816	)延女性	t委員等数	( 682	)	女性比率(	37.6	)
地方	自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状	調査	時点コード	1	審議	会等数(	239	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	188	)
況			延総委	員等数(	2,024	)延女性	Ł委員等数	( 694	)	女性比率(	34.3	)
法律:	又は政令により地方公共団体に置かなければならない	調査	時点コード	1	審議	会等数(	34	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	31	)
審議:	会等における登用状況(*)		延総委	員等数(	1,208	)延女性	<b>Ł委員等数</b>	( 402	)	女性比率(	33.3	)
地方	自治法(第180条の5)に基づく委員会等における	調査	時点コード	1	審議	会等数(	9	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	8	)
登用	状況		延総委	員等数(	235	)延女性	Ł委員等数	( 16	)	女性比率(	6.8	)
	目標値以外の目標設定							なし				
	人材名簿作成の有無	有	0	(公表		・非公司	表 O	) •無		作成-	予定有	
女性	人材名簿が有る場合	掲載人	.数 351	人	(平成	28	年	7	月現在	)		
登用		人材育	成事業の実	施の有無	1	Ī	- 無	₩ 0				
用 方	その他	委 員	の公募		4	<b>O</b>	- 無	ŧ				
策	-c 07 112	そ	の他		「女性の	政策・方象	計決定参画	i促進要綱	」に基づく	事前協議の	実施	

注(\*) 平成28年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

# 7 女性公務員の採用・登用状況

## 調査時点コードを以下より選択してください

1 T 100 2 d 1	NAVID 327111 NVVV												
1)−1管理職の召	E職状況							1:平	成28年4月	1日	その他:	平成 年月	日目
		管理職総	数(※)					女	性 管	理 職	の ゅ	] 訳	
			うち女性		部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人) (A)=(C+E+G)	管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	(%) (B/A)	(人) (C)	うち女性 数(D)	女性比 率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性比 率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性比率
	計	605	25	4.1	28	0	0.0	141	5	3.5	436	20	4.6
本庁	うち一般行政職	492	24	4.9	27	0	0.0	122	5	4.1	343	19	5.5
支庁・地方事	計	536	30	5.6	19	0	0.0	99	5	5.1	418	25	6.0
務所等	うち一般行政職	305	21	6.9	17	0	0.0	59	3	5.1	229	18	7.9
全体	計	1,141	55	4.8	47	0	0.0	240	10	4.2	854	45	5.3
王仲	うち一般行政職	797	45	5.6	44	0	0.0	181	8	4.4	572	37	6.5
再掲	警 察 関 係	253	3	1.2	0	0		49	1	2.0	204	2	1.0
竹竹	教育委員会	101	5	5.0	4	0	0.0	28	1	3.6	69	4	5.8

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

#### (1)-2職務上の地位別職員在職状況

1:平成28年4月1日	その他:	平成 年 月 日

		課長補佐					
		株長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	1,194	63	5.3	2,485	253	10.2
411	うち一般行政職	804	49	6.1	1,656	191	11.5
支庁·地方事	計	2,272	119	5.2	5,908	774	13.1
務所等	うち一般行政職	1,370	65	4.7	3074	341	11.1
全体	計	3,466	182	5.3	8393	1027	12.2
土体	うち一般行政職	2,174	114	5.2	4730	532	11.2
再掲	警 察 関 係	1,236	34	2.8	2,972	174	5.9
117 (E)	教育委員会	363	20	5.5	587	118	20.1

## (1)-3新規昇任者數

平成2	7年4	月1	В	~28年3	月31日

					課長補佐					
		課長相当職(人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	相当職(人)	うち女性 数(人)	女性比 率	係長相当職(人)	うち女性 数(人)	女性比 率
本庁	計	88	6	6.8	79	10	12.7	67	17	25.4
本月	うち一般行政職	61	5	8.2	65	10	15.4	53	13	24.5
支庁·地方事	計	124	10	8.1	428	30	7.0	631	108	17.1
務所等	うち一般行政職	95	9	9.5	300	21	7.0	335	60	17.9
全体	計	212	16	7.5	507	40	7.9	698	125	17.9
王仲	うち一般行政職	156	14	9.0	365	31	8.5	388	73	18.8
再掲	警 察 関 係	45	1	2.2	122	4	3.3	246	18	7.3
<del>(1)</del> (16)	教育委員会	16	2	12.5	71	5	7.0	57	19	33.3

# (1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。(知事部局)

										<u> </u>		and the distriction of the state of the stat
		勤務	昇 試	任 験	昇試	挌 験	部局等の	経 験	遠隔地 での長 期研修	遠隔地での	本人の布	その他(具体的にご記入ください)
	f.				それ 以外	推薦	年 数		間 勤務経験	望		
課長	長級	0					0	0				
補位	左級	0					0	0				
係县	長級	0					0	0				

# (1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。(教育庁)

	勤務成績	昇試	任験	昇試	挌験	部局等の 推薦	経 験 年 数		遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他(具体的にご記入ください)
	<b>祁</b> 良	面接のみ	それ 以外	面接のみ	それ 以外			以上)			
課長級	0						0				
補佐級	0	0				0	0		0	0	
係長級	0					0	0				

# (1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。(警察関係)

	勤務成績	昇試	任験	昇試	挌験	部局等の 推薦	経 験年 数	期研修 (4週間	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他(具体的にご記入ください)
	194	面接 のみ	それ 以外	面接 のみ	それ 以外			以上)			
課長級	0						0				
補佐級	0		0				0			0	
係長級	0		0				0			0	

#### (1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成27年4月1日~28年3月31日

٠.,	~>1 P	SI INDIAN	***		<del>~-,   .,,</del>		-,,
					全受験者数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
Ę	昇	任	試	験	6,183	584	9.4
5	昇	格	試	験	0	0	

## (2)女性公務員の採用状況

# 平成27年4月1日~28年3月31日

			総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率
	全体		1,091	339	31.1
		うち 上級	576	159	27.6
	うち一般行政職		301	104	34.6
		うち 上級	208	69	33.2
	うち警察関係		534	129	24.2
		うち 上級	206	41	19.9

o	男女共同参画	女性のため	の総合	めか体配	の設置
0	- 男女大问参画'	・幺性のだめ	)の総合	いいみから	い設値

#### ※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	北海道立女性プラ	゙゙ヺ゙				愛称・通称				
設置年月日	平成 3	3 年	11 月	14		施設形態	単独施設	0	複合施設	
所在地等	郵便番号: 060- 電話番号: 011- ホームページ: http:/	251-6329	住 所:札幌市中 FAX番号: jp/	央区北2条 011-261-		道民活動セン	タービル(かでる2	7)6階		
	1. 施設管理	直堂(担	当部局名:							)
管理·運営主体	(		公益財団 公益財団 者(名称: 法人北海 道女性協	}						,
※1~2について、該当するもの		その他(	坦文江流	п						)
に〇をつけ、記入してください。	2. 事業運営	直営(担	当部局名:							)
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	者(名称: 公益財団	法人北海道	直女性協会	숲				
-11 - 111		その他(								)
職員数	常勤 5		非常勤 1	人	予算額	平成28年	F.	20,401	千円	9
主な事業  男女共同参画・女性に関するもの	O 1. 広報座 O 2. 講座 O 3. 相談 O 4. 情報 5. 苦情 O 6. 交流 7. 企業 8. 国際 O 9. 調査	啓発(主な事項 (主な事項: 事業(主な事項 収集・提供(主 <sup>2</sup> 処理(主な事項 促進(主な事項 で、NPO法人との 交流・海外派遣	な事項: 図書資料	:一ムページ 演会、介護 ↓、映像・女性 よる団体相な事項:	関連の講性関連情報	報の提供 トワーク形成、				

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

 		7-7/1C 1E/C	, 0,1107 07 11 11					
名	称						基金・基本財産額	千円
設置年	月日	昭和	年	月	日	出資者		

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携/民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の 有無	○ 有 名称等: 北海道女性団体連絡協議会 無	加盟団体数 会員数	18団体 25,000人
地方公共団体からの助成・委託 事業実施の有無	O 有 無		
活動内容 ※実施しているものに Oをつけてください。	<ul><li>○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催</li><li>○ 2. 機関誌の発行</li><li>3. 広報啓発パンフレット作成</li><li>4. その他 (内容:</li></ul>		

- 11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。
  - 1. 担当者連絡会議の開催
  - 2. 市町村職員研修会の開催
  - 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
  - 〇 4. 関係情報の収集提供
    - 5. 審議会等女性登用の働きかけ
    - 6. 補助金等の交付 名 利 : 交付先 :

7. その他 ( 内容:

- 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。
  - (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施
    - 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
    - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
      - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
      - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
  - (2)女性職員の研修受講への配慮
    - 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
      - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
      - 3. その他 内容:

## 13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

「「一」の「「「「「」」」「「「」」「「」」「「」「「」」「「」「」「「」「」	<del>71</del>		
	27年度予算	28年度予算	
事項	(千円)	(千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	137,576	182,234	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.005 %	0.006 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

4	公共	調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに〇をつけてください。	項目の設定	国の取組に 準じた設定
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0	
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
	3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	0	
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	0	
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	0	
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
		(5) その他(内容: )		

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

			工事の競 争参加資 格審査に おける男 女共同参	購入などの 競争参加資 格審査にお ける男女共 同参画等の	3 総和の の入してに の入してに の入してに の大いお ののよい ののよい ののよい ののよい ののよい ののよい ののよい ののよい ののよい ののまし ののまし ののまし ののまし ののまし ののまし ののまし ののまた ののま ののま	における男 女共同参画 等の項目の
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くる みん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」とい う。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
	2	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0		0	
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	0		0	
具体	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
的	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
項目	7	役員や管理職への女性の登用促進のための 取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	8	仕事と育児・介護を両立するための取組 (法定以上の育児・介護休業制度等)	0			0
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13	その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
		実施の有無	0	0
		女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進 法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3	役員に占める女性割合に関する項目		
	4	管理職に占める女性割合に関する項目		
選	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
定等	6	その他「登用促進等」に関する項目		
の基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0	0
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9	短時間正社員制度の導入		
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12	その他		

$\rightarrow$	「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、	. 具体的名称:	「北海道あったかファミリー応援企業	」登録制度、	「北海道なでしこ応援企業」認定制度
---------------	-----------------------	----------	-------------------	--------	-------------------

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 北海道なでしこ応援企業表彰、北海道男女平等参画チャレンジ賞

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	0	女性活躍推進法第23条の「協議会」に 該当する場合、その具体的名称	北の輝く女性応援会議
2	現在はないが、今後検討する		その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	〇 有 名称 北海道の男女平等参画2012 無
公表周期	年 〇 不定期
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 )

18 平成28年度実施予定事業 ※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

T-4	<u>は28年度美施予定争果</u> ※該当りる予定事業 名 称	『かない場合は、記入懶に記入しないでください。   事業内容等	参加予定者数	時 期
1.	広報啓発	7 % 17 11 1	7 M. 1 / C   M	~, //,
	広報誌の作成	情報誌「イコール・パートナー」作成・配布		年3回
Ι.	啓発カード・リーフレットの配布	配偶者暴力・デートDV防止に関する啓発資材の配布		年2回
١.	男女平等参画パネル展	男女共同参画週間に合わせて啓発パネル展を実施		6月
١.	女性に対する暴力をなくす運動パネル展(ストップDVパネル展)	女性に対する暴力をなくす運動に連動したパネル展を実施		11月
١.				
2.	講座			
	配偶者暴力被害者支援職務関係者研修	婦人相談所、DV相談支援センター職員等を対象とした専門研修	各200人	年2回
١.	教養講座「えるのす女性大学」	道立女性プラザにおける男女平等参画に関する講座	各200人	年2回
١.	起業講座	道立女性プラザにおける女性の起業に関する講座	約30人	7月
١.	男性参画講座	道立女性プラザにおけるケアメンなどに関する講座	約20人	3月
١.	市町村連携講座	  道立女性プラザにおける市町村主催講座との連携講座	未定	年2回
١.				
3	相談事業			
	DV相談	  道内16ヵ所に設置する配偶者暴力相談支援センターでの相談		
١.	法律相談	道立女性援助センターにおける法律相談		
	総合相談	女性の活躍支援センターにおける総合相談		
١.				
4.	情報収集•提供			
	ホームページでの情報提供	道ホームページでの情報提供(ポータルサイト)		
	道立女性プラザでの情報提供	道立女性プラザでの図書、ビデオ		
5	苦情処理			
	苦情処理委員の設置	  男女平等参画苦情処理委員の設置	委員2名	
١.				
6.	交流促進			
١.	女性プラザ祭	ネットワーク形成を目的とした「女性プラザ祭」の開催		11月
	女性プラザサポーター制度	全道の男女平等参画推進活動団体を登録・情報交換		
	企業・NPO法人との連携・働きかけ	NA. 1. 18 1 - 18		
Ι.	DV相談防止啓発の連携実施	道内コンビニエンスストア等においてDV防止啓発カードの設置		6月
	<b>同晚大达 </b>			
8.	国際交流・海外派遣事業			
Ι.				
q	調査研究			
		  道内市町村の男女平等参画施策の推進状況調査の実施・公表		2月
١.				
10.	その他			
	北海道社会貢献賞	長年にわたり男女平等参画社会の実現に寄与し、女性の地位向上 や社会参加を推進する活動をされた個人や団体を表彰	3件以内	11月
١.	北海道男女平等参画チャレンジ賞	職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそ	2件以内	2月
	4. (本庭力 外下等 学問 アヤレノン 貝	職場、地域、多庭での他の社会のあらゆるガ野で、女性や男性かで れぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団 体等を顕彰	2开以内	4 H

# 19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号にOをつけてください。

			1:平成28年4月1日	その他: 平成年月日		
議	会	名	北海道議会	-		
			明記した規定(産休や欠席の事	1.欠席事由として明記した規	定がある。	
由として出産の れか一つを選択			))がありますか。1~3のいず	2.欠席事由として明記した規 当な欠席事由と認めている。	定はないが,運用上出産に伴う欠席を正	1
				3. その他(欠席の例がない,	不明等)	
問2. <u>問1. で</u>	、1を選択	した場合にお	3伺いします。	1.標準都道府県議会会議規	川と同様。	
「欠席事由として うちいずれかー	て明記した	ニ規定」とは、	どのような規定ですか。1~3の	2.標準市議会会議規則又は.	標準町村議会会議規則と同様。	1
ソラレ・ダイレル・ ※標準会議規則	- 62511	0 0 0,200 0		3.その他		
	色のためり	H.度できたい	レきけ 日数を定めて あらかじ	め議長に欠度品を提出するこ	トができる	
標準町村議会3 第二条	会議規則		ときは、日数を定めて、あらかじ			
標準町村議会会第二条 2 議員が出産の 問3. 議会の欠	会議規則 のため出り 席事由と	席できないとき して、議員の	きは、日数を定めて、あらかじめ 仕事と生活の両立の観点から			
標準町村議会会 第二議員が出産の 13.議例の配 のすい。1~3のう ※()内は例示で から明示した規	会議規則 のため出り 席事由と 関者の出 うちいずれ もり、これ にながあれ	席できないとき して、議員の 産、育児、介 ルルーつを選れ ル以外の事由 ば1. を選択	きは、日数を定めて、あらかじめ 仕事と生活の両立の観点から 獲等)を明記した規定がありま 沢してください。 でも仕事と生活の両立の観点 してください。	議長に欠席届を提出することが 1.明記した規定がある。	パできる。 用上仕事と生活の両立のための欠席を	3
標準町村議会会 第二議員が出産の 183.議会の欠の のすか。1~3ので ※〇内は示した例か がら明にに伴う欠	会議規則 のため出 席事由と 関者の出 うちいずれ たあが あれ に たい に たい に たい に に たい に に に たい に に に に	席できないと して、議員の を、育児、選 いか一つを選出 い以外の事出 ば1.を選択 条文で明記し	きは、日数を定めて、あらかじめ 仕事と生活の両立の観点から 養等)を明記した規定がありま 沢してください。 でも仕事と生活の両立の観点 してください。 ている場合には、本問の回答	議長に欠席届を提出することが 1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運	パできる。 用上仕事と生活の両立のための欠席を	3
標準町村議会会 第二条 2 議員が出産の 問3. 議会の欠の事由(例:配信 す※()内は示した例のようで が送りはでいた。 が送りはではできた。 が送りにはできた。 は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	会議規則 のため出り 席者の出す ある」と は常といずれ になって になって になって になって になって になって になって になって	第できないとまして、議員の を、育児、介 を、育りのの事 にか一つの事選択 は、1、を選択 を変すで明記し 条文で明記し 答してください	きは、日数を定めて、あらかじめ 仕事と生活の両立の観点から 養等)を明記した規定がありま 沢してください。 でも仕事と生活の両立の観点 してください。 ている場合には、本問の回答	議長に欠席届を提出することが 1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運 正当な欠席事由と認めている 3. その他 等)の該当部分の規定を記入(	パできる。 用上仕事と生活の両立のための欠席を の。	3
標準町村議会会領第二条 一条	会議規則 出というできない 選択した まる 選択した まる 選択した まる 選択した まる という かまり	第できないと言いて、 まできないと言いて、 まか一つを選択 にか一つを選択している。 は1.で明記しな1.で明記しな1.で明記しな1.でにおっていた。 なしてください。 場合にお同い	きは、日数を定めて、あらかじめ 仕事と生活の両立の観点から 護等)を明記した規定がありま 沢してください。 でも仕事と生活の両立の観点 してください。 ている場合には、本間の回答 い。	議長に欠席届を提出することが 1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運 正当な欠席事由と認めている 3. その他 等)の該当部分の規定を記入(	パできる。 用上仕事と生活の両立のための欠席を の。	3

都道府県名 01 北海道

		·	
以下のデータの調査時点をお答えください。(該当	する時点に〇をつけ、その他の場合は調査年月	日日本知 3.1 ナノださい、)	
ターの / ころの間面は似ていまっていたの。(数日	ラの時点にしてフル、てい他の場合は関ライバ	コロでは人してくだらい。)	
平成28年4月1日現在	平成28年5月1日現在	その他:平成 年月日現在	

都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

Ī	知 ※該当する方に(	)をつけ <sup>、</sup>	事 てください	〇 女性	男性 任期:平成	27	年	4	月 23 日	~	平成	31	年	4	月	# 日
Г	副	0	事		3 人		(女性		0 人、	男性	4	3	人)			

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等 \* 平成28年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、28年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。 新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない 委員総数 うち女性委員数 女性委員の割合 備考 ものには番号の前の欄に×を記入してください) 都道府県防災会議(会長を含む) 都道府県防災会議(委員のみ) 65 4 6.2 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す 1믐 16 6.3 る場合 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 1 0 0.0 関の長 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 1 0 0.0 4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長 O 0.0 5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 2 0 0.0 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 6号 6 0 0.0 の知事が任命する者 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する 7문 2 36 5.6 8목 2 1 50.0 2 国土利用計画地方審議会 15 5 33.3 3 土地利用審査会 7 4 57.1 4 都道府県交通安全対策会議 18 2 111 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。 6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会) 18 8 44.4 7 精神医療審査会 23 6 26.1 8 都道府県生活衛生適正化審議会 必要の都度委嘱 9 都道府県医療審議会 28 4 143 10 准看護師試験委員 8 66.7 11 麻薬中毒審査会 必要の都度委嘱 12 地方社会福祉審議会 32 13 40.6 13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 15 5 33.3 14 国民健康保険審査会 3 33.3 9 15 都道府県農業共済保険審査会 必要の都度委嘱 16 都道府県森林審議会 15 5 33.3 17 都道府県建設工事紛争審査会 15 6 40.0 18 建築審査会 7 3 42.9 19 都道府県建築士審査会 6 2 33.3 20 都道府県都市計画審議会 23 0 0.0 21 開発審査会 7 28.6 22 私立学校審議会 15 6 40 0 23 石油コンビナート等防災本部 46 3 24 公害健康被害認定審査会 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 25 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会) × 26 都道府県児童福祉審議会 27 地方港湾審議会 × 28 土地区画整理審議会 × 29 教科用図書選定審議会 必要の都度委嘱 × 30 介護保険審査会 15 46.7 31 道府県固定資産評価審議会 12 417 32 感染症の診査に関する協議会 146 59 40 4 33 警察署協議会 499 218 43.7 34 土地収用事業認定審議会 42 9 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 7 3 42.9 36 国民保護協議会 54 3 37 地方独立行政法人評価委員会 10 3 30.0 38 市街地再開発審査会 × 39 都道府県職員委員会 x × 40 自然再生協議会 41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等) 50.0 42 後期高齢者医療審査会 9 3 33.3 43 留置施設視察委員会 17 3 17.6 44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 25 0 0.0 45 指定難病審査会 16 6.3 46 小児慢性特定疾病審査会 5 0 0.0 47 北海道行政不服審査会 3 33.3 1,208 33.3

女性委員0の審議会数

3

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

也力自治体(第100年以及)[[基 2] 安良女子以安良女				
委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1 教育委員会	6	2	33.3	
2 選挙管理委員会	4	1	25.0	
3 人事委員会	3	0	0.0	
4 監査委員	4	2	50.0	
5 公安委員会	17	4	23.5	
6 都道府県労働委員会	21	3	14.3	
7 収用委員会	7	1	14.3	
8 海区漁業調整委員会	155	2	1.3	
9 内水面漁場管理委員会	18	1	5.6	
合 計	235	16	6.8	
女性委員0の委員会数	1			